

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月20日

射水市長 夏野元志

射水市条例第32号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年射水市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、「医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、ものづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食料品・飲料製造関連産業又は物流関連産業」を「医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。